所主の門前で示威運動

相澤造船所職工

去る六日六箇條の要求書を提出して會社に迫つた大阪市西區石田町相澤造船所の職工三百名は會社側の斷然たる拒絕に次ぎ遂に十三日無期臨時休業を言ひ渡され持久の形勢となり一變して松浦職工代表以下西區安治川の誠工本部で善々協議中であつたが十五日午前九時前記三百名は本部を出發し西區北堀江土佐稻荷に參詣こいふ名義で同所に參集の後二百名の職工團は南區北桃谷町なる相澤岩吉氏の私邸に殺到し門扉固く鎖された同邸前の街路で雨の中に勞働の歌を唱號し連け午後零時半に至り引揚げた、急報により所轄高津署は非番招集の手筈を定めたが遂に大事には立至らなかつた右に就き松浦代表は語る

會社側は私共の再三の求めに對して斷乎こして拒絕を續けるばかりです、既に職工は段々結束して遂に今日の示威運動に出たもので近く友愛會の應援を待つて案々對抗する積りです云々

相澤造船の休業職工へ

友愛會が極力應援

大阪市西區石田町相澤造船所●職工三百餘名は、去る十日より同盟罷業中であつたが、會社側では到底要求案を承認しさうもないので、友愛會が極力應援する事となつた(大阪電話)

瀕死の所主に同情した一職工

獨り罷業團體を脫し他職工を連れて復職を圖る

相澤造船尚ほ紛爭

去る六日以來交渉斷絕の姿であつた相澤造船所の爭議に就き二十六日深更造船所側より横川外十七名の職工に宛て『二十八日より三十日迄の復職者には日給の外に三日分の慰勞金を支給七月末より一割の升給を爲し尚前記三日間に復職なき時は任意退職者と見做して手當を支給せず』と云ふ回答があつたので大部分の職工は之を拒絕し飽くまで持久戰を行ふ事に決したが其中に職工長多々羅某は瀕死の狀態にある所主に是以上の要求は不當なりとし團體を離れて姿を隱し二十八日には神戸方面より職工を連れて復職すると力んでゐる(大阪電話)

相澤造船所

改めて要求提出

本月初旬から引續き爭議中の大阪市西區石田町相澤造船所では嚮に職工側が提出した六箇條の要求に對し一兩日前工場主側から同要求中増給の件のみに限り平均約一割方増給の旨回答し且三十日までに復職しないものは全部任意退職者と認むと言渡した二十八日閉鎖中の工場を開けたが復業者はホンの少數で大部分は何れも工場主の回答に不服を唱へ同夜更に改めて二割方増給外五箇條の要求を提出した、職工側は飽くまでも素志を貫く方針だといつてゐる

相澤造船の回答

職工側の持久戰

去る六日以來交渉斷絕の姿で對峙中の大阪市西區石田町相澤造船所職工は關根千舟橋署長の手を通じて交渉する所があつたが二十六日深更造船所主側から横川外十七名の職長宛に

二十八日より三十日迄の復職者には日給外に三日分の慰勞金を支給し七月末より一割の昇給を約し尚一前記三日間に復職なき時は任意退職者と見做して總ての手當を支給せず

と云ふ回答が署長の手許に屆いたので二十七日午前十時前記職長を警察署に招き傳達した處職長等は八幡屋町の罷業團本部に引揚げたが大部分は之れを拒絕して飽くまで持久戰で爭ふ意思らしいが、中に仕上工職長多々羅某は瀕死の狀態にある所主に是れ以上の要求は不當とし團體から離れ姿を消し二十八日には神戸方面から職工を連れて復職すると力んでゐると

相澤造船職工

更に増給要求

一割では不服

爭議中の相澤造船所では職工よりの六箇條の要求中増給の件のみに對し平均約一割方増給の旨一兩日前に回答したが大部分の職工は不服を唱へ同夜更に改めて二割方増給外五ケ條の要求を提出した(二十九日、大阪發)

相澤造船は調停案を拒み

依然持久戰の形

西區石田町相澤造船所の爭議を解決する爲め友愛會の木村鉦吉氏が社主と會見し職工の昇銀を府下一般職工の平均率に依りて定められたしと調停案を示したが絕對に聞入れなかつたので職工は益々憤慨し依然として八幡屋町の事務所に集まり持久戰の結束を固めて居る

相澤造船解決

大阪市西區石田町相澤造船所の爭議は三日夜關係會の小倉、金森、熊谷、今北四氏が仲裁に入り工場主側と折衝の結果職工側に有利な條件の下に無事解決を告げたが問題の團體交渉權は他工場と同樣工場内における職工團體の交渉權を認めること、なつた其他の條件は

(一)解雇手當六箇月未滿十四日分以上一箇月を増す毎に一日分(二)復業當日より日給一割二分五厘増臨時休業には五分支給等の外今回の罷業職工全部に對し特に慰勞金として日給三日分を支給すると等で職工側は全部之を容認した

相澤造船解決

紛爭一箇月に亙つた大阪市西區石田町相澤造船所では市内西區九條方面の關係役熊谷、小倉、金森、今北の四氏仲裁した結果七月末日一割昇給することになつたのを復職當日(四日)から一割二歩五厘に昇給せしめることに變更し解雇手當は六箇月以内は十四日分、一箇月を増す毎に一日を加へ六月の日給以外に三日分の慰勞金を支給することなつて無事解決こ職工は四日から復職する事となつたが此の結果から見れば團體交渉權は全然認められぬことになつてゐる

相澤造船飽まで對抗

再要求を提出して却下さる

相澤造船所は二十六日に七月一日から一割の増給及び三日分の慰勞金を支給する旨を千船署長を經て罷業職工側に回答したが職工側は到底右の條件では復職出來ぬとて二十八日午後六時前友愛會木村理事及實行委員は更めて最初の要求と同一のものを携へて所主と會見した處木村氏が天王寺の演說會の爲め中途退出するや所主は斷然一歩も讓歩出來ぬ來る一日迄三日間に出勤せぬ者は任意退職者と見做して本社では何等の關係ないものと認めると云ふ回答をしたので職工側は最早此上は飽迄對抗するの外ないと愈結束を堅めて來た會社側は二十八日から工場を開催して復職者を待つて居るが入場者は一人もない

相澤造船拒絕

相澤造船所は二十八日に七月一日を期し一割の増給及び三日分の慰勞金を支給する旨を千舟橋署長を經て罷業職工側に回答したが職工側は到底斯の如き條件では復職出來ぬと二十八日午後六時友愛會木村理事及實行委員が更に最初の要求と同一のものを携へ所主と會見した所木村氏は演說會出席の爲めこ中途退出